



令和4年2月22日（火）  
【照会先】  
青森労働局労働基準部  
賃金室長 吉田 義人  
室長補佐 小枝 健人  
（電話）017 - 734 - 4114（直通）

報道関係者 各位

## 青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃の改正

青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃の改正については、本日（令和4年2月22日）付けで公示（官報に掲載）され、改正後の最低工賃は別表のとおりとなり、本年4月1日から効力が発生することとなりました。

- 1 令和3年度の青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃の改正については、令和4年1月18日に、青森地方労働審議会〔会長 小俣勝治（おまたかつじ）〕から青森労働局長〔高橋洋（たかはしひろし）〕に対して答申が行われました。  
青森労働局長は、答申の内容についての異議申出の公示を行いました。申出期日（2月2日）までに異議申出は提出されなかったことから、異議申出に関する審議会は開催されませんでした。
- 2 改正の内容は、工賃額を、すべての品目、工程（男子既製服2品目25工程、婦人既製服5品目36工程）において、それぞれ1円～12円引き上げるものとなっています。（別表のとおり）
- 3 青森労働局では、青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃の改正について各種広報活動を行い、委託者及び家内労働者に広く周知を図ることとしています。

## 参考 家内労働・最低工賃について

### 1 家内労働制度の概要

厚生労働省では、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、家内労働法等に基づく施策を行っています。

家内労働者とは、通常、自宅を作業場として、メーカーや問屋などの委託者から、部品や原材料の提供を受けて、一人または同居の親族とともに、物品の製造や加工などを行い、その労働に対して工賃を受け取る人をいいます（いわゆる内職）。

### 2 最低工賃制度の概要

最低工賃とは、厚生労働大臣または都道府県労働局長が審議会の意見に基づき、委託者が家内労働者に支払うべき工賃の最低額を定めるもので、最低工賃が決定されると、委託者は、この最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

また、最低工賃額に達しない工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効となり、その無効となった部分は、最低工賃額の支払の定めをしたものとみなされます。

なお、最低工賃は、地域（都道府県）別、業務別に定められています。

### 3 青森県の最低工賃

青森県においては、次の3業種の最低工賃が設定されています。

#### (1) 電気機械器具製造業

##### ①最低工賃業務内容

シールド線の端末加工、コネクタ差し及びアルミ電解コンデンサーの外観検査の3品目の業務

##### ②最新効力発生日

令和3年5月1日

##### ③家内労働者数 187人（令和3年10月1日現在）

#### (2) 男子・婦人既製服製造業

##### ①最低工賃業務内容

男子既製服製造業に係る背広上衣、ズボンのまともめ又は、婦人既製服製造業に係るワンピース、ブレザー、コート、スカート若しくはスラックスのまともめの業務

##### ②最新効力発生日

平成31年4月1日【令和4年4月1日改正発効】

##### ③家内労働者数 349人（令和3年10月1日現在）

#### (3) 和服裁縫業

##### ①最低工賃業務内容

反物から裁断し、手縫いで仕上げる和服裁縫業に従事する家内労働者に適用し、振袖・留袖・長着・羽織・浴衣等12品目の仕立ての業務

##### ②最新効力発生日

平成15年5月1日

##### ③家内労働者数 30人（令和3年10月1日現在）

## 青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃引上げ表

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

金額欄の括弧内の長さ以外の場合は、1cm単位で換算した金額とし、1cm未満の長さは切り上げるものとする。

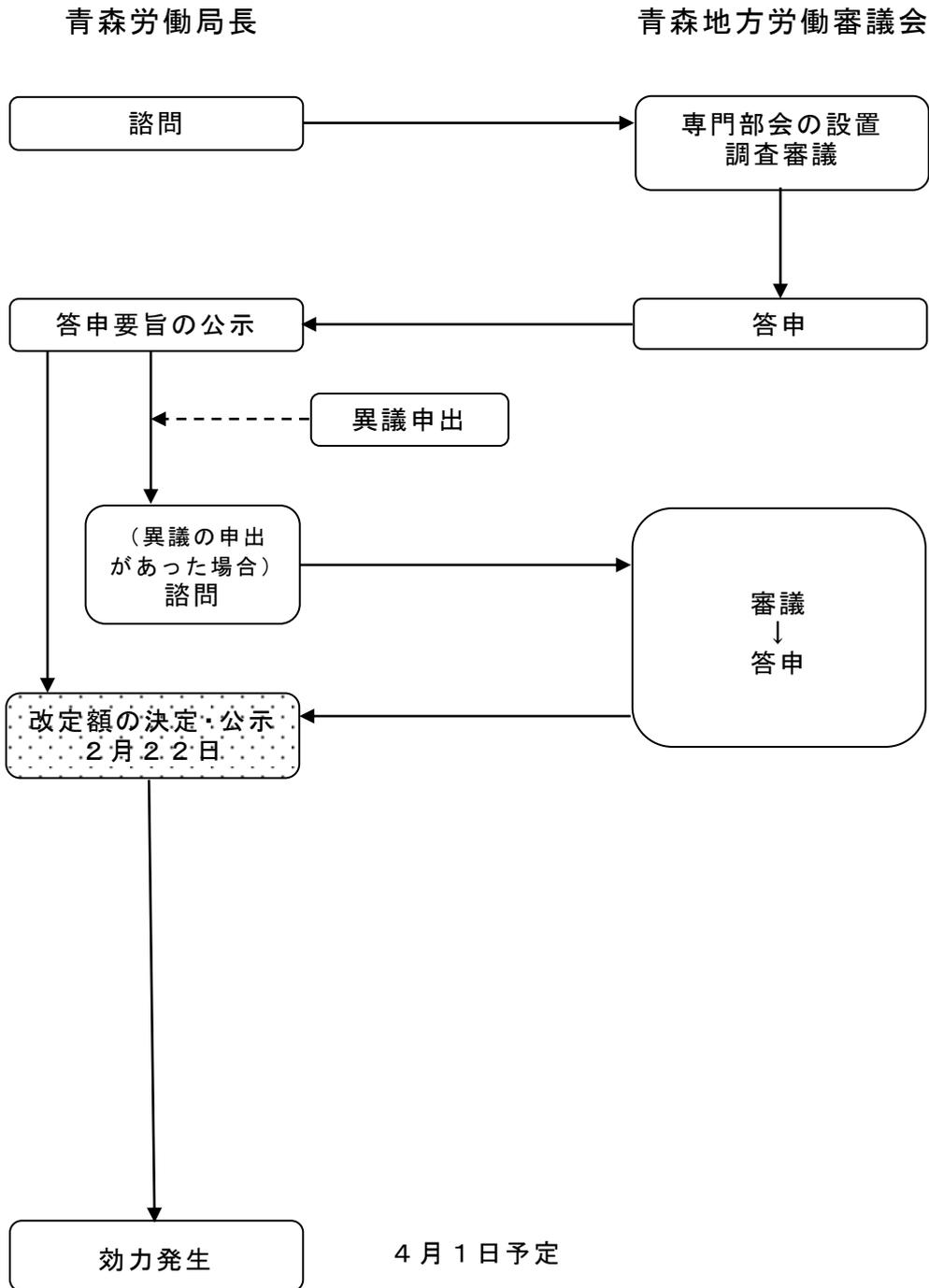
## 1 男子既製服製造業に係るまとめの業務

品目	工程	規格	現行最低工賃額		改正後最低工賃額		
			金額 (円)	金額 (円)	引上額 (円)		
背 広 上 衣	1	上襟付けまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(30cm)につき	43	46	3
	2	下襟絡げまつり		1枚(10cm)につき	36	39	3
	3	肩裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(17cm×2)につき	36	39	3
	4	袖付け裏まつり		1枚(60cm×2)につき	145	157	12
	5	身返し奥星入れ	針目が3cm間隔に4針以上	1枚(70cm×2)につき	99	107	8
	6	身返し7mm星入れ		1枚(45cm×2)につき	58	63	5
	7	背裏鎖止め	鎖糸ループ付け	1枚につき	14	15	1
	8	ベントまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1か所(10cm)につき	16	19	3
	9	ベント止め	2本糸を×印の仕付け止め	1か所につき	9	10	1
	10	背裾まつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(20cm×2)につき	61	66	5
	11	ボタン付け	中ボタン(4つ穴)、根巻き4回以上	1個につき	14	15	1
	12	前裏裾まつり	針目が3cm間隔に5針以上	1枚(30cm×2)につき	55	59	4
	13	脇裏まつり		1枚(55cm×2)につき	55	59	4
	14	肩パット付け		1組につき	36	39	3
	15	糸始末(糸くず取りを含む。)		1枚につき	36	39	3
ズ ボ ン	1	腰裏かんぬき止め	12か所	1本につき	41	44	3
	2	腰裏後端まつり	針目が3cm間隔に10針以上	1本につき	12	13	1
	3	前立てまつり		1本につき	12	13	1
	4	天ぐ裏まつり		1本につき	12	13	1
	5	シックまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1本につき	12	13	1
	6	小股千鳥		1本につき	23	25	2
	7	内股千鳥		1本につき	23	25	2
	8	腰裏奥まつり	針目が3cm間隔に5針以上	1本につき	36	39	3
	9	ボタン付け	小ボタン、根巻き4回以上	1個につき	9	10	1
	10	糸始末(糸くず取りを含む。)		1本につき	28	30	2

## 2 婦人既製服製造業に係るまとめの業務

品目	工程	規格	現行最低工賃額		改正後最低工賃額	
			金額 (円)	金額 (円)	引上額 (円)	
ワンピース	1 裾まつり	針目が3cm間隔に4針以上	20cmにつき	16	17	1
	2 スナップ付け	1cm型	1組につき	16	17	1
	3 鍵ホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき	20	22	2
	4 ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	12	13	1
		飾りボタン付け	1個につき	9	10	1
	5 鎖糸ループ付け		1か所につき	12	13	1
	6 プリーツ仕付け	×印の仕付け止め	1か所につき	9	10	1
	7 肩パット付け		1組につき	36	39	3
8 糸始末(糸くず取りを含む。)			1枚につき	23	25	2
ブルエース	1 身返し端まつり(千鳥)	針目が3cm間隔に5針以上	1か所につき	12	13	1
	2 身返し星入れ	針目が3cm間隔に3針以上	10cmにつき	20	22	2
	3 ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	12	13	1
	4 ベント止め	×印の仕付け止め	1か所につき	9	10	1
	5 身返し裏まつり	針目が3cm間隔に4針以上	10cmにつき	14	15	1
	6 袖付け裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	10cmにつき	20	22	2
		袖口裏まつり	10cmにつき	20	22	2
	8 鎖糸ループ付け		1か所につき	20	22	2
	9 肩パット付け		1組につき	36	39	3
	10 糸始末(糸くず取りを含む。)		1枚につき	20	22	2
コート	1 スナップ付け	1cm型	1組につき	16	17	1
	2 ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	12	13	1
		力ボタン付け	1個につき	16	17	1
	3 鎖糸ループ付け		1か所につき	16	17	1
	4 ベント止め	×印の仕付け止め	1か所につき	9	10	1
	5 肩パット付け		1組につき	36	39	3
6 糸始末(糸くず取りを含む。)			1枚につき	24	26	2
スカートの	1 裾まつり	針目が3cm間隔に4針以上	20cmにつき	16	17	1
	2 スナップ付け	1cm型	1組につき	20	22	2
	3 鍵ホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき	20	22	2
	4 ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	9	10	1
	5 鎖糸ループ付け		1か所につき	13	14	1
	6 ベント止め	×印の仕付け止め	1か所につき	9	10	1
		7 プリーツ仕付け		1か所につき	9	10
	8 糸始末(糸くず取りを含む。)		1枚につき	17	18	1
スラックス	1 スナップ付け	1cm型	1組につき	16	17	1
	2 鍵ホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき	18	20	2
	3 ボタン付け	18mm以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	12	13	1
		飾りボタン付け	1個につき	9	10	1
4 糸始末(糸くず取りを含む。)		1枚につき	20	22	2	

# 青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃決定の仕組み



注) 最低工賃の効力発生は、①官報公示の日から起算して30日を経過した日(法定発効)、②官報公示の日から起算して30日を経過した日後の日であって当該決定において別に定める日があるときは、その日(指定発効)と規定されており、青森県最低工賃においては、②の指定発効としています。